

愛川町教育委員会

平成29年6月26日

## 愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成29年6月26日（月）  
午後2時00分から午後2時37分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 教育長報告事項について  
（1）教育長報告  
（2）平成29年第2回愛川町議会定例会について  
日程第3 その他  
（1）坂本児童館建設工事について  
（2）平成29年度町立小中学校夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについて
- 4 出席委員 教育長 佐藤 照 明  
教育委員（教育長職務代理者） 平 田 明 美  
教育委員 榮 利 隆 一  
教育委員 梅 澤 秋 久
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者  
教育次長 伊 従 健 二  
指導室長兼教育開発センター所長 佐 野 昌 美  
生涯学習課長 折 田 功  
スポーツ・文化振興課長 松 川 清 一  
教育総務課主幹 馬 場 貴 宏

---

### ◎開会

- （佐藤教育長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから教育委員会定例会を始め

たいと思います。

皆さん、こんにちは。

本日の出席者は4人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会6月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知をお願いいたします。

それでは、日程に入りたいと思います。

---

### ◎日程第1

- （佐藤教育長） 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

5月定例会分でございますけれども、会議録につきましては既に配付のとおりであります。

これより質疑に入りたいと思います。

配られておりますので、特にご意見、ご質疑等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1の前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返ししますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

### ◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

それでは、教育長報告について、資料1に基づき報告をいたします。

平成29年5月23日から6月25日までの間に出席いたしました主な会議等について、報告いたします。

5月23日、厚木愛甲地区の中学校体育連盟・文化連盟の会長が来庁されました。24日、文化会館事業協会理事会、夜に地区健全育成組織連絡協議会、26日、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会ということで、教育委員の皆様にもやまと芸術文化ホールに行っていたいただき、ありがとうございました。この日はあすなろ教室の委嘱式・説明会がございました。28日はごみゼロクリーンキャンペーン、30日は学校訪問をさせていただきました。

6月1日、町議会定例会1日目、3日、小学校の運動会ということで、中津小・田代小・半原小・菅原小、教育委員の皆様にも行っていただきましたけれども、子供たちの一生懸命取り組んでいる姿が印象的でした。4日、健康フェスタあいかわ2017、5日、町議会定例会2日目、一般質問、6日が3日目で一般質問ということで、後ほど一般質問の内容については報告をさせていただきます。7日、校内研究会ということで、愛川中学校に行って授業を見学してまいりました。8日、小学生はみがき大会、中津小・半原小に行って、町内6校の小学5年生の歯磨き大会に参加をさせていただいて、歯の健康についての学習をいたしました。午後、清川村の教育委員会を訪問、14日、町の議会定例会4日目、最終日。15日、愛川町社会教育委員の歓送迎会、16日、学校訪問、菅原小、16日の夕方ですけれども、記者クラブとの意見交換会がありました。18日日曜日、第45回愛川町少年少女剣道大会、19日が行政経営会議、学校訪問、中津小、「社会を明るくする運動」の打ち合わせ、20日、辞令交付式、退職公務員連盟副支部長さんが来庁されました。21日、海老名市の教育委員会を訪問。22日、厚木市・愛川町・清川村の教育長連絡会がありました。

以上で、簡単ですが報告とさせていただきます。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) 特によろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、質疑はありませんので、教育長報告は以上とさせていただきます。ご了承願います。

次に、平成29年第2回愛川町議会定例会について、資料2に基づき担当より報告をいたします。

教育次長。

- (伊従教育次長) それでは、平成29年第2回愛川町議会定例会の一般質問、答弁につきまして、資料2により説明をさせていただきます。

1枚ページ目をおめくりいただきまして、左側のページの表であります。今回、質問された議員は渡辺基議員、山中正樹議員、佐藤りえ議員、鈴木信一議員、佐藤茂議員の5名でありました。質問事項及び詳細内容につきましては掲載のとおりであります。

続いて、1ページ目から順次、各議員の質問に対しまして、答弁の概要をご説明申し上げます。

まず、渡辺基議員の質問事項につきましては、「放課後児童クラブでの待機児童対策について」であります。

この答弁であります。町では各小学校で放課後児童クラブを開設しており、本年度より小学1年生から小学3年生までとなっております対象児童を小学6年生まで引き上げた中で、本年度の入所審査に当たっては、昨年度の出席状況などを勘案し、入所決定児童数を増やすなど、柔軟な対応に努めてきた結果、入所児童数は28人の増となったものの、入所保留児童が生じている状況ではありますが、例年、夏休みを過ぎた9月以降になりますと、入所を希望する方が少なくなり、実質的には年度途中で入所保留児童がいなくなっているところではあり、町といたしましても、児童の出席状況や入所申請児童数の推移などを見きわめながら、今後とも入所保留児童対策に取り組んでまいりたいと考えているとの答弁をしたものであります。

次は、2ページと3ページになります。

山中正樹議員の質問であります。質問事項につきましては、「スクールバスの導入について」と、「郷土資料館における研究の蓄積と継承について」の2項目でありました。

まず、質問の1項目め、「スクールバスの導入について」であります。前段で、スクールバス導入の基本的な目的や県下自治体の導入経緯などのほか、本町における町内各中学校で遠方から通学している児童の状況などを述べた後に、本町では将来的に小中学校の統廃合をせざるを得ない場合などには、スクールバスの導入を考えていくこともあるというふうに存しているということで、現時点ではスクールバスを導入していくことは必要ないものと認識をしているとの答弁をいたしましたものであります。

次に、質問の2項目め、「郷土資料館における研究の蓄積と継承について」であります。郷土資料館につきましては、開館以来8年にわたる諸活動の結果、現在では数多くの貴重な資料の寄贈を受けており、こうした資料を調査・研究することによって、相模陸軍飛行場や三増合戦、八菅神社などに関する新たな歴史的事実を明らかにすることができたこと、また学芸員の調査活動や町内外の協力者によって、化石、植物、昆虫などの自然にかかわる実物

資料の収集のほか、愛川町とその周辺で採取した約6,300点の植物の標本作製などを行っており、こうした郷土資料の収集や調査研究につきましては、長期にわたり地道に進めていくことが必要でありますことから、今後とも学芸員の専門性を生かしながら、研究の発展と蓄積した研究成果の継承をしていく必要があると考えているとの答弁を行ったものであります。

4ページをご覧ください。

佐藤りえ議員の質問であります。質問事項につきましては、「就学援助における「ランドセル等新入学児童生徒学用品費」の入学前支給の対応について」と、支給の単価の増額について触れた質問がありました。

答弁では、現在、小学校1年生に対する支給は、準要保護の認定を行うに当たり、入学後に提出された申請書の内容を学校長が確認し、所見を行っておりますが、入学前に支給する場合、こうした対応を入学前に行う必要があります。また学校に在籍していない児童や生徒の状況などがわかっていない段階での総合的な判断方法をどう構築していくかなどの課題もありますことから、今後、本町に適した支給のあり方につきまして、研究してまいりたいと答弁しております。

なお、支給単価の増額につきましては、町ではこれまで国の単価を準用してきておりますが、当初予算編成時には単価が示されていなかったことから、当初予算では単価の増額を盛り込んでおりませんでしたので、今回の改正を受けて、当初予算内で前期支給分から単価を増額することとし、予算不足分については9月、または12月の補正で対応してまいりたいと考えているというような答弁をいたしました。

次は、5ページと6ページになります。

鈴木信一議員の質問であります。質問事項は「「子ども議会」のこれまでの成果と課題及び毎年開催する考えについて」であります。

子ども議会の成果といたしましては、大人ではなかなか気づくことができない着眼点や発想など、まさに子供の目線で学校施設の改善や交通安全対策などの意見・要望をいただいておりますので、町では、子供たちのまちづくりに対する貴重な意見と捉え、必要に応じて事業の改善や反映に努めていること、また、課題としては大きなものではありませんが、より多くの子供たちにこうした経験をしてもらう機会をつくっていく必要があると考えておりますが、子ども議会を毎年開催する考えにつきましては、これまでも校長会や学校現場において、子供たちの学習活動や教育計画における年間事業、各種行事、加えて本町の特色として実施

してきている連合運動会や連合音楽会、職場体験、14歳立志式など、年間のカリキュラムや子供たちの負担などを総合的に考慮した中で、隔年実施していくことが望ましいとの考えから、これを尊重していきたいと答弁をいたしております。

7ページと8ページになります。

佐藤茂議員の質問であります。質問事項につきましては、「新学習指導要領と教師の多忙化について」で2点あります。

1点目の「本町の小中学校における今回の改訂に基づいた今後の取り組みについて」であります。本町では、まず、新学習指導要領への対応を図るため、夏季休業期間に講師を招聘して「教師カグレードアップサマーゼミ」を開催し、国語、算数、数学、理科、社会の主要教科及び特別の教科、道徳について、新学習指導要領で変わる内容、さらには授業改善に向けた指導方法などを習得する機会を教師に提供するとともに、コミュニティスクールによる学校運営の研究を今年度から進めているほか、外国語活動と外国語科の導入につきましては、小中一貫教育の取り組みの中で、中学校の教師が小学校で外国語を教える乗り入れ授業を実施することを初め、町の教育研究会で外国語活動や外国語科について教育計画の検討や教材の研究を行うなど、新学習指導要領が円滑に実施できるよう努めてまいりたいと考えているという答弁をいたしたものであります。

次に、質問の2点目、「教員の多忙化解消に向けた取り組みについて」であります。本町では、児童・生徒に対し、ゆとりを持ってきめ細かな指導ができる体制を整えるため、教員の補助的な役割を担う学習活動サポーターをはじめ、子供たちを支援するインクルーシブサポーター、さらには図書館指導員や日本語指導協力者、情報アドバイザーといった専門知識を有した人材などを各学校に派遣していること、また今年度から、青少年心理相談員派遣事業として、小学校スクールカウンセラーや発達相談スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、教員だけでは十分に対応し切れない問題行動や相談に対応するなど、教員の負担軽減を図っていることや、事務用パソコンの配備による事務作業の効率化、さらにはネットワーク構築によるデータの共有化など、教職員の長時間労働及び業務多忙化の緩和に向けた取り組みを進めているところであり、今後ともさまざまな側面から学校現場の業務改善に努め、教員の多忙化解消と、教員の子供と向き合う時間の確保に取り組んでまいりたいと考えているという答弁をいたしたものであります。

以上、雑駁ではありますが、平成29年第2回愛川町議会定例会の教育委員会に対する一般質問答弁の説明とさせていただきます。以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

平成29年第2回愛川町議会定例会について、お聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑はありませんので、平成29年第2回愛川町議会定例会についてはご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については以上とさせていただきます。

---

### ◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程3、その他を議題といたします。

1点目、坂本児童館建設工事についての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○（折田生涯学習課長） それでは、坂本児童館建設工事についてご説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。

旧坂本プールの跡地に建設します新しい坂本児童館の建設工事につきましては、2月の当委員会において、平成29年度生涯学習課当初予算の中で若干お話を申し上げたところでありますが、建築工事につきましては5月に入札を執行し、6月議会定例会で可決をされ、本契約も締結いたしましたので、本日、詳細をご説明申し上げます。

まず、工事の概要についてであります。

現在の児童館は、昭和48年度に建設されましたが、老朽化が進んでいることから、平成28年3月末で利用を廃止しました旧坂本プールの土地に、新しい児童館の建設工事を実施するものであります。

請負業者は、入札により木下建設株式会社と決定いたしました。

工期は、平成29年6月21日から平成30年3月23日までを予定しております。

今後のスケジュールについてであります。7月末までに旧坂本プールの解体工事を行い、その後、児童館の建設工事に着手する予定となっております。

建設工事の詳細につきましては、建物の建築のほか、電気設備、機械設備、外構工事を実施いたします。

新児童館の構造は鉄骨造平屋建てで、敷地面積は878.17平方メートル、建築面積は224.58平方メートル、延べ床面積は199.80平方メートル、坪数で言いますと約60坪となっております。

外構工事につきましては、敷地進入口のスロープと、点字誘導による敷地内通路及び車椅子利用者駐車場の整備、敷地周辺のフェンスを設置いたします。点字誘導や車椅子利用者用の駐車場などの整備につきましては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に適合するよう整備するものであります。

続きまして、次ページをご覧ください。

右端上にNo. 1とある資料は、児童館の案内図と配置図でありまして、建設する児童館の場所につきましては左側案内図をご覧ください。坂本体育館の北側にある網かけの部分、旧坂本プールの跡地に建設いたします。右側の配置図は、敷地全体における建物や車椅子利用者用の駐車場などの配置になっております。

次に、No. 2の資料をご覧ください。こちらは間取りであります。

図の左上が玄関となっております。玄関を入った正面に事務室兼図書室、その隣に厨房を配置しています。ホールから廊下を進みますと、左側に和室とプレイルーム、右側にみんなのトイレと男女別のトイレ、一番奥に収納倉庫を配置しております。和室とプレイルームの間は、坂本区のご要望により段差がないように設計されておりますので、和室とプレイルームを一体的に使うことも可能となっております。また、廊下奥の収納倉庫は、廊下からもプレイルームからも入ることができるような設計となっております。

続いて、No. 3の資料をご覧ください。こちらは外観になります。

プレイルームの天井の高さを確保するため、この部分の屋根を一段高くしておりまして、図ですと2階建てのように見えますが、平屋建てとなっております。

色につきましては、区の皆さんでご協議していただき、屋根を青色、壁はベージュと茶色を基調とした、落ちついた色合いを選ばれております。

それでは、元の資料3にお戻りください。

続いて、全体のスケジュールです。

7月末までに、旧坂本プールの解体工事及び新児童館の電気設備、機械設備工事の入札を執行いたしまして、8月から来年3月末まで新児童館建設工事を行います。3月に建設工事が終了しましたら備品の搬入を行い、4月に竣工式を行った後から、区民の皆さんの利用開始という運びとなっております。

最後に、今回の児童館建て替えに伴う主な予算額についてであります。欄外に記載のとおり、金額が確定していない項目もありますのでご承知おきください。

順に上から、基本実施設計委託料、これは平成28年度に実施しておりますので決算額となりますが480万6,000円。同じく28年度に実施しました用地測量費が144万2,664円。これから始まる建設工事費の契約額は6,404万4,000円。7月に入札を行う電気設備・機械設備工事費、11月に入札を行う外構工事費は、まだ予算額ですが3,445万4,000円となっております。備品購入費は、上限が200万円で、町の負担は180万円となっております。諸経費は建築確認申請手数料などでありまして、区にもご負担いただくもの、町だけが負担するものなど、細かい基準を設けております。坂本区にご負担いただく金額につきましては、年度の最後に事業費が確定しましたら、寄附金という形で町の一般会計に納めていただきます。

坂本児童館建設工事についての説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がありませんので、坂本児童館建設工事についてはご了承願います。

次に、平成29年度町立小中学校夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについての説明をお願いいたします。

教育総務課主幹。

○（馬場教育総務課主幹） では、資料4によりまして、平成29年度夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについて説明いたします。

はじめに、趣旨ですが、教職員の日常業務の多忙化の緩和と夏季休業中の休暇取得促進の環境づくりのため、学校業務停止期間を設けるものであります。

この期間は、8月13日から8月16日までの4日間となります。ただし、この期間に、土曜日、日曜日が含まれる場合は、新たな学校業務停止日は設けません。

次に、運用方法です。

はじめに、対外的な業務についてですが、学校業務停止期間は日直等を配置せず、学校として対外的な業務を行わない日とします。学校への問い合わせ等については、町教育委員会

で対応するものです。

次に、教職員の服務ですが、休暇については、その取得を強制するものではございませんが、当該趣旨を踏まえ、可能な限り休暇取得をお願いするものです。

次に、教育活動の実施ですが、やむを得ない場合を除き、部活動等についても原則として行わないものとします。

次に、保護者への周知方法ですが、教育委員会から保護者へ通知を配布するものとします。

次に、緊急連絡ですが、学校長と町教育委員会との連携により対応するものとします。

最後に、校舎管理ですが、原則として町教育委員会で管理するものであります。

なお、ア、エで記す教育委員会の担当課としては、教育総務課と指導室で対応いたします。

また、エに記す通知の案ですが、裏面をご覧ください。今後、児童・生徒の保護者へ送付する予定であります。

説明は以上となります。

○（佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 表面、「平成29年度夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについて」とありますが、これは平成29年度だけに限らないものではないのかという、そういう質問です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（佐野指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

29年度、まずやってみまして、今後、特に大きな問題がなければ継続的に実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） 梅澤委員。

○（梅澤委員） そうだとすると、この通知の「さて」以降、「平成29年度より次のとおり」というところと整合性がとれないかなと思います。もう決まっているならば、こういうふうにやっていきますという形で決めてしまったほうが良いと思いますし、暫定的にならそのような文言を入れたほうが良いかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（佐野指導室長兼教育開発センター所長） 指導室長です。

29年度より、まず外向きに、こういった形でやりますと。それで、もし、4日間というの

はちょっと長すぎるのではないかと、そういったご意見が多々ある場合は、3日間にする場合等も勘案して、まずは29年度、4日間で周知をいたしたいと考えています。そして、やってみた評価をして、また次年度考えていきたいと、そんなふうと考えております。

以上です。

- （佐藤教育長） 基本的には続けていくという方向で考えてはおりますけれども、今、梅澤委員さんが言われるような、ちょっと誤解を招くようであれば文言を変えないといけない部分もあるのでしょうか。やはり教育委員さん皆様のご意見としては、1年ではなくて今後も継続的に、もちろん日程等の変更があるのもあるかもしれませんが、この休業日を設けるということについては、基本的に賛成ということよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） そうすると、とりあえずこの文面で、今年度から進めるという方向の中で、もし、今、佐野室長が言われるように中止をする等あれば、またその段階で通知文を出すという形であれば、取り扱いについてはクリアできるかとは思いますが、佐野室長、いかがですか。

- （佐野指導室長兼教育開発センター所長） はい、そのようにお願いいたします。

- （佐藤教育長） よろしいですか。

- （佐野指導室長兼教育開発センター所長） はい。

- （佐藤教育長） 基本的には、今年度からこの学校業務停止期間について進めていくということ考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 梅澤委員。

- （梅澤委員） 改めて、であるならば、表面の「平成29年度」はやっぱり要らないかなと思います。つまり、夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについて、このように決めました。それで、平成29年度よりこのようにやっていきますで問題ないかと思います。

- （佐藤教育長） 資料4の「平成29年度」を取ってしまったほうがいいだろうというご意見ですね。

- （梅澤委員） はい。私は休みを多くとることは大賛成です。できるならば5日間にしてくださいと、多分、前の議論のときにお話ししたぐらいなので、そのくらい学校現場はすごく忙しく、先生方はご苦労されているというふうに認識をしておりますので、4日間も賛成ですし、29年度以降ずっと続けていくことも賛成です。なので、あえて29年度と限定しなくて

もいいのかなど、そんな意見です。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（佐野指導室長兼教育開発センター所長） ちょっと言葉足らずだったのかもしれませんが。

この資料4の表面、これは保護者へ通知いたしませんので、表と裏を照らし合わせて見るのはこの場だけになります。この点も含めまして、取っても取らなくても大丈夫かなと思います。

以上でございます。

○（佐藤教育長） では、意向というのは同じということですので、誤解を招くようでしたら「平成29年度」は取る方向で、削除をお願いいたします。

ほかにこの件について、ご意見等がありましたらお願いします。ご質問でもいいですが。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、特にご質疑がありませんので、平成29年度町立小中学校夏季休業中の学校業務停止期間の取り扱いについてはご了承願いたいと思います。

本日の案件につきましては全て終了いたしましたけれども、各委員さんからご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、事務局から特に何かございますか。

○（馬場教育総務課主幹） ありません。

---

◎閉会

○（佐藤教育長） それでは、以上で6月の定例会の議事案件は全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、6月の定例会を閉会といたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

なお、次回の教育委員会ですけれども、7月24日月曜日9時から、201会議室で開催しますので、よろしく願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成29年7月24日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

平田 明美

教育委員

榮 利隆一

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

大貫 洋

調整職員

馬場 貴宏